

虐待防止委員会運用指針

株式会社ジーエル

こどもプラス大阪

虐待防止委員会 運用指針

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることがないよう、定期的または必要に応じ隨時、委員会を開催し虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員会は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は虐待防止責任者とする。
- 2) 副委員長は法人内各事業所の管理者または児童発達支援管理責任者とする。
- 3) その他の委員は、運営指針第6条のとおりとする。
- 4) 委員には、必要に応じて法人役員等、第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- 1) 委員会は、定期的（年1回以上）なおかつ虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に、隨時開催する。
- 2) 法人事業内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
- 3) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動模範とするように啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待早期発見チェックリストに従い、必要あるごとに調査を実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止受付担当者ならびに虐待防止委員長に報告する。
- 5) 虐待防止ならびに権利擁護に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、業務改善安全管理委員会ではなく虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更があるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- 1) 委員会は虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときには職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応、対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

第6条 委員会の委員については以下の委員会役員名簿のとおりとする。

虐待防止委員会役員名簿

委 員 長 (虐待防止責任者)	こどもプラス大阪各事業所管理者または児童発達支援管理責任者
副 委 員 長 (虐待防止マネージャー)	こどもプラス大阪各事業所管理者または児童発達支援管理責任者
副 委 員 長 (虐待防止マネージャー)	こどもプラス大阪各事業所管理者または児童発達支援管理責任者
委 員	こどもプラス大阪吹田教室支援員
委 員	こどもプラス大阪 2 n d 支援員
委 員	こどもプラス大阪吹田 3 r d 吹田江坂教室支援員
法 人 選 出 委 員	株式会社ジーエル 管理部
児童福祉部選出委員 (虐待防止受付担当者)	株式会社ジーエル 児童福祉部マネジャー
第 三 者 委 員	

*虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

*第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する。

(ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第7条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附則)

- 1) この指針は令和4年4月1日より実施とする。

虐待の分類

身体的虐待	<p>障がい者（児）の身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加える、または正当な理由がなく障がい者の身体を拘束すること。</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ち ・殴る ・蹴る ・壁にたたきつける ・つねる ・無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる ・やけどや打撲させる ・熱湯を飲ませる ・戸外へ閉め出す ・部屋に閉じ込める ・縄などでしばる ・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制など
性的虐待	<p>障がい者（児）にわいせつな行為をすること、または強制し、わいせつな行為をさせること。</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスをする ・本人の前でわいせつな言葉を発する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレなどの場面を覗いたり撮影する など
心理的虐待	<p>障がい者（児）に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または不当な差別的な言動、その他著しい心理的外傷を与える言動。</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ばか」「あほ」など、利用児童を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・悪口を言う ・仲間に入れないと ・あかちゃん扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけを意図的に無視する ・「そんなことすると〇〇させない」など言葉による脅迫 ・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す ・他の利用児童と差別的な取り扱いをする など
放棄・放任 (ネグレクト)	<p>障がい者（児）を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置。他の障がい者（児）による身体的、性的、心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置。その他障がい者（児）を擁護すべき職務上の行為を著しく怠ること。</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・ごみを放置したままにしてある ・病気や怪我をしても受診させない ・室内の清掃をしない ・同居人や関係者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する など

経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産を不当に処分すること。 と。そのほか、利用者から不当に財産上の利益を得ること (具体例) <ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・利用者の持ち物を本人に確認せずに勝手に捨てる など
-------	--

※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、利用者の身体に接触しなくても、利用者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。

「暴行」とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する。

（昭和25年6月10日 東京高等裁判所）

虐待早期発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数のものにあてはまる
と疑いの度合いはより濃くなっています。以下の記載は、あくまで例示であるので、これ
以外にも様々な「サイン」があることを認識しておいて下さい。

【身体的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	説明のつかない小さな傷が頻繁にみられる。
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。
	頭、顔、背中などに傷がある。
	臀部や手のひら、背中などに火傷の傷がある。
	特別な身体障害や疾患がないにも関わらず、急にぐったりしている。
	傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。
	不自然な歩行や、座位を保つことが困難になる。
	「事業所にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある。
	傷やアザに関する説明のつじつまがあわない。
	一定の職員に対し、避けたり、怯えるなどの表情がみられる。
	失禁、便失禁が増えた。
	自傷や他傷が多くなった。
	表情や行動が落ち着かず、多動となった。
	日課等の参加を拒否し、居室から出ようとしない。
	衣服が破れたり、ちぎれたりしている。

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	食欲の変化、摂食障害(過食、拒食)がみられる。
	搔きむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など)の訴えや状態がある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	強い無力感、あきらめ、なげやりな態度が見られる。
	家への電話の要求が極端に増えたり、保護者の面会や外泊要求が強くなる。
	頭痛や腹痛等の訴えが多くなった。
	今までに無かった行動や言動が多くなった。

	利用者本人の持ち物や大事にしているものが無くなったり等の訴えがある。
	表情に霸気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	泣く、わめく、叫ぶなどの症状がみられる。

【性的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	肛門や女性性器に出血が見られたり、性器に痛みや痒みがあるなど普段と違った訴えがある。
	「胸を触られた」「裸にされた」等の訴えがある。
	一定の男性職員が女性利用者の支援に関わっていることが多く見られる。
	一定の女性職員が男性利用者の支援に関わっていることが多く見られる。
	男性職員が女性利用者の下着を扱っている等の訴えがある。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。
	預かり金の残高の減り方が異常に早いと思われる。
	預かり金の残高が合わない事が多い。
	飲食物購入日に飲食の事実がないといった訴えがある。

【支援の放棄・放任（ネグレクト）のサイン】

チェック欄	サイン例
	居室が極端に非衛生的、あるいは異臭が酷い。
	濡れたままの下着をつけたままである。
	寝具や衣類が汚れたままであることが多い。
	病院薬等を服薬しているにも関わらず、改善せず、悪化している。
	利用者から「聞いてくれない」「相手をしてくれない」等の訴えがある。

【支援者の態度にみられるサイン】

チェック欄	サイン例
	利用者に対して暴言を吐く。
	利用者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。

	上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりがみられる。
	利用者の健康や疾患に关心が無く、知識や技術が身につかない。
	利用者に対して過度に乱暴な口の利き方をする。
	利用者のプロフィール情報に関し、覚えていない。
	利用者に対して横暴な態度がみられる。
	直接支援関わっている場面が極端に少ない。
	上司や利用者家族との接触を避けていることが多い。
	遅刻・早退・欠勤が増えた。
	職員研修等を私用で休むことが多い。(不参加)
	他の職員と交わらず、1人でいることが多い。
	常に周囲を気にしているような素振りが多い。
	支援記録等に不備が多い。
	報告・連絡が粗雑であったり、行わない。